

様式第1号（第3条関係）

会議概要

会 議 名	令和7年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
事 務 局	福祉部福祉管理課
開催年月日	令和8年3月25日（水）
開催時間	午後2時00分 ～ 午後3時55分
開催場所	すこやかプラザあだち 3階大研修室
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	別紙のとおり
資 料	別紙のとおり
そ の 他	

【協議会審議等内容】午後2時00分開会

（森田福祉管理課長）

ただいまより令和7年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会を開催いたします。本日は、年度末の御多忙な折、御出席くださいますようお願いいたします。私は、本日司会を務めます福祉管理課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様に、日頃から足立区の地域保健福祉の推進につきまして、御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

開会に先立ちまして、皆様にご覧いただけます。携帯電話、スマートフォンにつきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

また、途中の休憩は設けずに進行いたします。お手洗いは、各自で適宜お願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をいたします。事前にお送りいたしました資料は、クリップどめしております会議次第及び会議資料、情報連絡2の別添資料、足立区の高齢者孤立死データ分析結果、情報連絡9の別添資料、令和7年度、令和6年度業務、足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会評価結果資料、それから協議会委員名簿、以上4点でございます。

また、本日、席上配付いたします資料として、重層的支援体制整備事業推進の手引きと記載された冊子、こちらは後ほど報告事項の1番にて御説明をいたします。資料が不足している場合は、事務局に用意がございますので、挙手にてお知らせください。

また、質問票をお持ちの方で、まだ提出されていない方は、挙手にてお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、協議会を進めます。

本協議会は、足立区地域保健福祉推進協議会条例第6条第2項により、過半数の委員の出席により成立いたします。本日は、全委員50名

中36名に御出席をいただいておりますので、協議会は成立しております。（委員3名が遅れて入場し、出席39名となった。）

初めに、区議会の推薦により、新たに委嘱された委員の方を紹介いたします。足立区議会議員、岡田将和委員です。

（岡田委員）

よろしくお願いいたします。

（森田福祉管理課長）

なお、委嘱状は、席上に配付させていただきます。これをもって委嘱状の交付に代えさせていただきます。新任の委員の紹介については、以上となります。

それでは、菱沼会長、議事の進行をお願いいたします。

（菱沼会長）

それでは、ただいまから令和7年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会を始めさせていただきます。

本日の議題は、お手元の次第のとおりとなっております。いつものことですが、議題のうち情報連絡事項については、時間の都合上、説明を省略いたします。皆様からの活発な御意見、御質問を頂くためにも、どうぞよろしくお願いいたします。

また、この協議会の委員名や会議録などは、区民の方へ公開することになっています。記録の関係上、御発言の前に、団体名とお名前をおっしゃっていただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、審議事項から始めていきます。

まず、審議事項1、足立区地域保健福祉計画策定部会の今後についての案を森田福祉管理課長から説明をお願いします。

（森田福祉管理課長）

それでは、資料の1ページを御覧ください。件名は、足立区地域保健福祉計画策定部会の今後について（案）でございます。

項番1、策定部会の現状でございます。本推進協議会には、四つの部会を設置していますが、そのうちの一つである地域保健福祉計画策定部会につきましては、計画策定の議論を行う場として、令和4年度に設置し、令和6年度末に計画策定が完了したため、現在、休会中となっております。

項番2、今後の方針でございます。当初は、この策定部会を推進部会に改称し、地域保健福祉計画の進捗管理を行う予定でございましたが、当初の予定から変更し、推進部会へは改称はせず、この計画の進捗状況は、今後この本推進協議会の審議事項として付議していきたいと考えています。その理由は、以下の2点です。

1点目は、括弧1のアでございますが、この足立区地域保健福祉計画の記載事項の大半は、地域保健福祉全体に関わる理念や方針であるため、足立区地域保健福祉推進協議会の場で議論いただくことが望ましいと考えております。2点目は、イでございます。足立区地域保健福祉計画策定部会は、次のページに名簿もございますが、構成人数が非常に多く、この本協議会とあまり構成のメンバー変わらないということですので、この本協議会の場で議論していきたいと思っています。

資料の括弧3でございます。策定部会の今後の扱いでございますが、次期計画の策定を開始する令和10年度中に、改めてこの部会の再開についての審議をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。

(菱沼会長)

御説明ありがとうございます。では、この件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

よろしければ、私のほうから1点よろしいですか。

こちらについて、策定部会を推進部会にする

予定だったところを推進部会にせず、本協議会においてやるということですね。人数が多くてというところは、そうかなと思うのですけれども。

一方で、ほかの地域、私も幾つか関わらせてもらっていますけれども、こういった計画の評価を行うとなったときには、それだけで2時間ぐらいかかるようなところもありますので、この計画についての検討が、時間が限られてしまうのではないだろうかという心配もあるかと思っています。その辺りについて、進め方として、こういう工夫を考えてみたいことがあります。もしありましたらお願いします。

(森田福祉管理課長)

会長がおっしゃるとおり、実際に議論するとなると、ある程度人数を絞って集中的にやったほうが効率的だと思いますので、現在、考えはないのですが、今後、評価とかする際には、会長等に御相談して、メンバーを絞るなり、そういう評価の部会をつくるなりというのは、そのとき検討していきたいと考えております。

(菱沼会長)

ありがとうございます。もし可能であれば、少人数の部会を設けていただいて、そこでしっかりと検討した上で、それをこの協議会のほうにかけるとしても一つの方法としては考えられるかと思っていますので、よろしく願いいたします。

そのほかはいかがですか。

では、この件については、よろしいでしょうか。では、よろしく願いいたします。

失礼いたしました。この件について、あらかじめ質問を出されている方はいらっしゃいましたでしょうか。

(森田福祉管理課長)

事前に頂いている質問はございません。

(菱沼会長)

先にそれをお伝えしなければいけなかった

ところ、大変失礼いたしました。

では、この件につきましては、この協議会として認めることといたしまして、この件について、区長に答申をすることになりますので、よろしく願いいたします。

では続きまして、報告事項に入りたいと思います。

まず、報告事項の1、重層的支援体制整備事業推進の手引きの作成についてを大北福祉まると相談課長から説明をお願いします。

(大北福祉まると相談課長)

福祉まると相談課長の北と申します。よろしく願いいたします。

報告事項1の今日、席上で机の上に配付させていただきました手引きの報告についてです。

まると相談課を立ち上げまして、この協議会でも様々御報告してきたところですが、もうすぐ2年になります。この2年の取組ですとか、改めて、まると相談課含めて、どういうことをやってきていて、どういうマインドを持ってやっているかというところを含めて取りまとめたものが、この手引きになります。まると相談課だけではなくて、庁内の職員にも、これを使って、まると相談含め、重層がどういうことを考えているかという部分ですとか、今後一層まると相談を広げていく際に関係する支援の機関の皆様にも、いま一度、改めてこちらを使いながらも啓発を進めていきたいと思っております。

少しめくって次のページといえますか、4ページを見ていただければと思うのですが。

まると相談課という名前なので、まると相談をやるのが、イコール重層支援体制の推進化というところでは、そうではなくて、例えば社会福祉協議会に委託はしておりますけれども、例えば地域づくりという名前で、例えば高齢者分野と若者分野の例えば活動団体同士

と一緒にやるような機会を設けたりですとか、この地域でAという困りごととBという困りごとがあったら、それをうまく間を取り繕えば、何か新しいことができるのではないかと、そういったところも今、社会福祉協議会のほうで今年度から動いています。その辺りも含めて、この手引きというものを使いながら、より一層重層を深めていきたいと思っています。

正式な印刷は、来年度、令和8年度に予定をしておりますので、今日はあくまで見本として皆様にもお配りさせていただいております。特に参考編、資料編のほうでは、特に足立区の中で今、複合複雑化した事案を庁内で検討する際のシートというのですか、相談概要をまとめるようなシートもありまして、これは、かなりほかの現場等でも使えるものになるかと思っておりますので、その辺りも含めながら、この手引きを来年度、正式に印刷をして、この協議会でも配りつつ、まると相談課の事業説明等でも使っていきたいと考えておりますので、御報告させていただきます。

私からは以上になります。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

続きまして、報告事項の2、地域包括支援センター扇の受託法人の変更について、報告事項3、認知症施策の一環としての「徘徊」の表現見直しについてを半貫高齢者地域包括ケア推進課長から説明をお願いします。

(半貫高齢者地域包括ケア推進課長)

高齢者地域包括ケア推進課長の半貫です。

では、報告事項2、5ページを御覧ください。

地域包括支援センター扇の受託法人の変更について御報告いたします。地域包括支援センターの事業の業務委託につきましては、令和7年度、今年度から、年に3か所ずつ公募型のプロポーザルで選定を実施しております。今年度対象となったのが、地域包括支援センター扇、

東和、はなはたの3か所になります。このうち包括東和と、はなはたにつきましては、受託法人の変更はございませんでしたが、包括扇が受託法人が変更になりましたので、御報告いたします。

項番1に記載がありますように、新たな法人は、社会福祉法人白寿会になります。法人が変わりましたので、事務所も移転をいたします。下に地図がございますが、本木新道の西郵便局の並びになります。担当地域につきましては、項番3のとおり、変更はございません。令和8年の4月1日から令和9年の3月31日までの契約期間となりますが、履行状況が良好な場合は、最長5回まで更新をできます。

今後ですけれども、今まさに引き継ぎを行っておりまして、4月1日から新たな法人で運営をいたします。地域の方々が迷わないように、地元の町会自治会にも御協力をいただきまして、回覧板や掲示板での周知を図っているところでございます。

来年度以降も、年に3か所ずつ、プロポーザルでの選定を実施していく予定になっております。

では、続きまして、報告事項3、7ページになります。

認知症施策の一環としての「徘徊」の表現の見直しということですが、令和8年4月施行で、ここでもいろいろ議論をいただきました足立区認知症とともにいつまでもこの町で条例が施行されます。この理念に合わせまして、「徘徊高齢者」という呼び方を見直しをいたします。項番1に記載のとおり、「ひとり歩き高齢者」といたします。

この徘徊という言葉が、目的もなくうろろろするという意味合いが強いということもございます。理由の括弧1にありますように、既に日本看護協会の認定看護師、認知症の看護をされる方々ですが、その育成の講義の中では、

もう「ひとり歩き高齢者」の表現を使用しているということでございますので、参考にさせていただきますところでは。

今、区のほうでも、「徘徊高齢者」と使っているものは、順次「ひとり歩き高齢者」という表現で見直しを図っているところになります。4月1日から実施予定になっております。

報告は以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項4、足立保健所窓口等運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてを網野衛生管理課長から説明をお願いします。

(網野衛生管理課長)

衛生管理課長の網野と申します。よろしくお願いたします。

私からは、報告事項4、ページでいうと8ページ、資料8ページになります。

こちら足立保健所窓口等運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果についてというところで、プロポーザル選定委員会における審査の結果、契約の相手方を特定いたしましたので、報告させていただきます。

資料の項番1から3、業務名、目的、内容は御覧のとおりになります。4、特定した相手方なのですけれども、事業者名、株式会社ヒューマントラストという会社になります。6に現在の受託者、書かせていただいております。株式会社パソナ、こちらから事業者が変更になるというところでございます。

ページおめくりいただきまして、項番7、業務期間でございます。移管準備、引き継ぎの期間を経まして、括弧2、窓口の委託期間としましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しております。項番8、提案価格ですけれども、20億円というところ、こちらは5年間の委託経費及び移管準備経

費が含まれております。項番9、特筆すべき提案内容、評価した理由、ポイントになりますが、ナンバー1、こちら、ほかの自治体において実績があるというところ、また、2番になりますが、具体的かつ明確な人員配置体制が計画されている、また、3番、長期的な雇用につなげる取組が検討されている等が挙げられております。

ページおめぐりいただきまして、項番10、特定までの経緯、委員構成、御覧のとおりになります。11、今後の方針でございますが、引き続き新規の受託者と協議を重ねまして、業務委託の安定運営と区民サービスの向上を目指してまいりたいと思っております。

次に、別紙1、別紙2として、評価結果つけさせていただいておりますので、参考に御覧いただければと思います。

私からは以上になります。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項5、東京都内共通受診方式による1か月児健康診査・産婦健康診査の実施についてと、報告事項6、令和8年度におけるRSウイルスワクチン接種の新規開始等についてを三品保健予防課長から説明をお願いします。

(三品保健予防課長)

保健予防課長の三品です。よろしく申し上げます。

まず、報告事項の5から報告させていただきます。こちらは1か月児の検診と産婦の検診を新しく実施するものでございます。

導入の背景ですけれども、出産後間もない方というのは、いろいろ健康状態の変化もございまして、それから母親とお子さん、両方の方に対して切れ目のない支援体制を整備することで、実は東京都全体で、これを行うものでございます。

1か月検診につきましては、ここに記載がありますけれども、公費負担としては6,000円、それから産婦検診の方については、産後2週間と産後1か月で2回なのですけれども、それぞれ5,000円ずつ公費を負担するものでございます。東京都内で共通の受診券を作りまして、それを使ってもらおう。ですので、使うことができるのは、足立区だけではなくて、東京都内であれば使えるというものでございます。

ただ、一つ問題がありまして、これ4月から実施していただきたかったのですけれども、10月からの実施になってございます。その理由が、次のページの上段に書いてあるのですけれども、東京都の国民健康保険団体連合会というところがありまして、これは各医療機関からレセプトをもらって、内容を点検して、その金額を各保険者とか自治体に請求するという機関があるのですけれども、そのシステム改修が4月だと間に合わないということで、10月からになってしまうということでもございましたので、やむを得ず、東京都全体が10月になっていきます。

このページの下のところ、問題点、今後の方針が書いてありますけれども、そうすると、4月から9月に生まれたおさんはどうするのかという話が出てきますので、そこは区独自で補助をしたいと考えております。一旦自費にはなるのですけれども、医療機関で受診してもらって、そのときの領収書を持っていただければ、後払いで精算させていただきます。金額については、先ほどの1か月検診6,000円と産婦検診5,000円ですけれども、この金額までは、公費で負担させていただくというものでございます。

次に行きまして、報告事項の6でございます。こちらは令和8年度におけるワクチンの接種体制に関するものでして、この中で一番大きいのが、1番目に書いてあります妊婦へのRSウ

イルスワクチンの接種でございます。これは非常に変わってしまっていて、本当はお子さんがRSウイルスに感染すると、呼吸器感染症になって、なおかつ、生まれてからすぐから6か月目までにかかると重症化しやすいといわれているものなのですけれども、お子さん、すぐで生まれてからワクチンは打てないものですから、妊婦の方にワクチンを接種して、胎盤を通して抗体をお子さんに移す。そうすると、生まれながらにして、お子さんは抗体を持った状態で生まれてくる非常に特殊なワクチンでございます。これが定期予防接種に認められましたので、4月1日から全国で行うものでございます。

次が、高齢者に対しての肺炎球菌ワクチンです。これは今65歳の方と、60から64歳で一定の障害のある方、基礎疾患のある方に行っていますけれども、ワクチンの種類が変わります。PPSV23から新しいワクチンのPCV20に入れ替わります。これは4月1日でそっくり入れ替わるものでございます。これも全国展開で同じでございます。

次のページ、16ページ目になります。

これは、HPVワクチンの女性に対するHPVワクチンでございます。今、ワクチンの種類が、2価ワクチンと4価ワクチンと9価ワクチン、3種類あります。もちろん9価ワクチンが一番新しいものなのですが、4月からは対象になるのは、補助の対象になるのは9価のみにする。事実上2価と4価は、ほとんど使われていないので、もう9価に統一しますというものでございます。

それからもう一つが、男性に対するHPVのワクチンでございます。こちらは定期ではなくて、任意接種なのですけれども、東京都が半分お金を出してくれていて、そこに足立区が2分の1出していて、両方合わせて無料にしているのですけれども、今度、東京都の予算を調べたところによると、4価だけではなくて9価ワクチン

ンについても、同じように半分補助を出してくれるというのが出ていましたので、足立区が半分、上乘せさせていただいて、9価ワクチンについても無料にさせていただこうという内容でございます。

以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項7、千住保健センター仮移転の状況についてを平塚千住保健センター長から説明をお願いします。

(平塚千住保健センター長)

保健センター長の平塚と申します。日頃より大変お世話になっております。

私からは、千住保健センターの仮移転について御説明をさせていただきたいと思っております。

私ども千住保健センターが入っていた千住庁舎なのですけれども、これから先で大規模な改修を予定しております。その改修をしている期間の検診事業等を行う場所を確保するために、このたび仮移転をさせていただいております。この3連休、先週末の3連休を活用しまして、もう仮移転のほうは済ませておりまして、現状、今新しいところで検診事業等を行っているところでございます。

仮移転先の住所等につきましては、項番1記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

仮移転の期間なのですけれども、これから令和10年の5月末頃までを予定しておりまして、千住庁舎の改修が終わりましたら、私どもも千住庁舎に戻るという予定でございます。

私からは以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項8、乳児等通園支援事業所の認可・確認手続き等について、報告事項9、足立区におけるこども誰でも通園制度の実

施内容について、報告事項 10、保育提供体制の確保のための実施計画についてを齋藤保育・入園課長から説明をお願いします。

(齋藤保育・入園課長)

保育・入園課長の齋藤と申します。私からは 3 件、御報告をさせていただきます。

まず 1 件目、報告資料 8、18 ページでございます。

乳児等通園支援事業所の認可・確認手続き等についてでございます。恐れ入ります。こちらの説明の前に、資料の訂正を 3 点させていただきます。こちらなのですが、項番 1 の括弧 1、対象事業者数ということで記載をさせていただきましたが、幼稚園の数が今 33 で御報告をさせていただいていますが、32 になります。それに伴って、合計施設数 61 施設ということになります。御修正よろしく願いいたします。恐れ入ります。

続きまして、ページで言うと 26 ページになります。施設ナンバー 42 番、チェリー幼稚園、こちらが削除となります。恐れ入ります。御訂正をよろしく願いいたします。

続きまして、29 ページの施設ナンバー 61 番、ちぐさ保育園カノン千住園なのですが、こちら 0 歳、1 歳、2 歳、それぞれ 1、定員 1 というふうな記載があるのですが、全体で 1 になります。大変申し訳ございません。御修正をよろしく願いいたします。

早速、御報告、入らせていただきます。こちらの案件につきましては、令和 8 年度から実施させていただきます、こども誰でも通園制度の事業を開始するに当たりまして、実施施設を認可・確認する手続きの御報告になってございます。先ほども申しましたが、実施施設につきましては、項番 1 括弧 1、61 施設で 4 月から実施をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、認可と確認の作業をそれぞれ区のほうでさせていただきたいと思ってお

ります。基準の適合状況につきましては、別紙 1 で記載させていただいたとおりの条例の内容で、それぞれの事業者が要件を満たしているかを確認、許可、認可させていただきまして、4 月 1 日から運用を開始させていただきます。

19 ページに記載をいたしました、本件につきましては、第 3 期足立区子ども子育て支援事業計画のほうに記載が必要になりますので、必要事項を記載させていただきたいと考えております。こちらの御報告については以上です。

続きまして、報告事項 9、ページで言うと 30 ページでございます。

こちら、こども誰でも通園制度の実施内容についての御報告になります。先ほども資料の訂正をお願いしたところなのですが、項番 1 の事業実施者数が、幼稚園が一つ手が下がりましたので、合計で 61 施設で実施をさせていただきたいと考えております。

項番 2 につきましては、事業者向けの運営費等の補助内容をまとめさせていただきました。実施するに当たって、事業者は人件費であるとか、光熱水費等がかかってまいります。こちらについて、運営費の補助をさせていただく内容になってございます。公定価格、運営費補助、それぞれ表に記載のとおり補助を出させていただく予定です。括弧 2 番につきましては、開設準備経費ということで、東京都の補助金の制度を活用いたしまして、事業者のほうに助成をしたいと考えてございます。

項番 3 につきましては、今後の予定ということで記載をさせていただきました。今現在、申請者の方からの受付をさせていただき、4 月中旬から各施設で実施ができるように今、準備をしているところでございます。

最後、報告資料 10 でございます。ページで言うと 32 ページになります。

こちらにつきましては、保育提供体制の確保のための実施計画についてになります。こちら

は、国の通知で、令和8年度から保育体制、保育提供体制の確保のための財政支援を各自治体が行う場合には、この場で承認を得ることが要件化されました。それに伴って、国のほうに補助金を申請するために、御報告をさせていただくものでございます。

希望する財政支援につきましては、項番2に記載をいたしました。安定した施設運営、そして保護者支援をしていくために、私どもといたしましては、項番2に記載しました事業について、財政支援を求めてまいりたいと思います。詳細は資料を御覧ください。

私からは以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項11、就学前教育・保育施設整備交付金の申請案件（整備計画）についてと、報告事項12、特定教育・保育施設（認可保育所）の利用定員の確認についてを樋口私立保育園課長から説明をお願いします。

(樋口私立保育園課長)

報告事項11について報告させていただきます。件名、所管部課名は記載のとおりになります。

こちらも先ほどの実施計画と同様に、国の補助金を受けるために、こちらの会議に本案を提出するものになっております。内容としましては、保育園等、認定こども園の施設の改修に係る国庫補助の案件になります。

項番1、整備計画でございます。括弧1、聖華こども保育園、こちらは施設の老朽化に伴う建て替えになりまして、園の整備期間としては、令和6年度から令和8年度の最終年度の8年度の実施となります。括弧2、聖保育園、こちらも老朽化による建て替えになりまして、整備期間は、令和8年度から令和9年度の初年度の対象になってございます。括弧3、東京白百合幼稚園、こちらも老朽化に伴う建て替えにな

りまして、整備期間は、令和8年度の1年間に伴う国庫補助を申請するものでございます。別紙のほうには、各改築内容等の詳細を載せさせていただいております。

次の報告事項12番、件名、所管部課名は記載のとおりで、特定保育施設の認可のための利用定員の確認についてになります。

項番1、新規に開設する園になります。こちらがキッズハーモニー千住という保育園になりまして、場所が千住橋戸町にできますシティタワー千住大橋というタワーマンション、こちらの1階に、60人定員の認可保育所を設置するものでございます。開園はこの4月1日を予定しております。

項番2、運営事業者を変更する園になります。対象の園がソラストだけのつか保育園、それと、ソラストあだち東和保育園の2園になります。こちらの保育園については、現在の運営事業者が株式会社ソラストというところでございますが、令和8年4月1日にこちらのソラストが保育園運営をするための完全子会社を設立しまして、この2園の運営が株式会社ソラストキッズネクストに変わるということになっております。法人の体制が変わることですので、中で働いていらっしゃる保育士の方とか園長先生等には変更はございません。また、定員についても変更等はございません。資料別紙1については、千住地域における保育定員の需要見込み、別紙2については、法人変更に伴う確認申請書を添付させていただいております。

私からは以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項13、特定教育・保育施設（私立幼稚園）の利用定員の確認についてを小田川幼稚園・地域保育課長から説明をお願いします。

(小田川幼稚園・地域保育課長)

幼稚園・地域保育課長の小田川でございます。
報告事項 13、私立幼稚園の利用定員の確認について、56 ページを御覧ください。

学校法人はなぞの学園、はなぞの幼稚園は、令和 8 年 4 月 1 日より、子ども子育て支援新制度園への移行を希望されております。現在の私学助成園としての認可定員は、項番 1 括弧 3 に記載の 3 から 5 歳児で計 260 人となっておりますが、令和 8 年からの新制度移行の際の利用定員につきましては、括弧 5 に記載の直近 3 年間の利用実績を鑑み、括弧 4 に記載の満 3 歳児から 5 歳児、計 104 人とし、施設型給付費の単価水準を決定してまいります。

次に、項番 2、利用定員の確認につきましては、区が職員配置及び面積区分を確認した結果、令和 8 年 4 月 1 日より新制度に移行することは、問題ないことを把握しております。

私からは以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項 14、令和 8 年度学童保育室の入室申請受付状況等についてを久保田学童保育課長から説明をお願いします。

(久保田学童保育課長)

学童保育課長の久保田でございます。

項番 1 の令和 8 年度学童保育室の入室申請受付について御報告いたします。来年度に向けて 9 施設開設を準備しておりまして、受入れ可能数を 282 人増やしているところなのですが、申請者数も年々やはり増えてきているという状況でございます。

また、項番 2、新しく医療的ケアの児童の受入れを学童保育としても始めてまいります。来年度につきましては、現在、保育園や小学校でケアを受けているお子様方の中から、受入れの希望をしている 2 名、血糖値の測定とインシュリンの投与を行います。ケアの実施者は訪問看

護師で、小学校に訪問する訪問看護師が、同じように学童保育室に行ってケアをするという形でやっていきます。

続きまして、項番 3 です。こちらは特別延長保育の開始というところで、来年度は、区直営の下記の四つの学童保育室について、特別延長を開始いたします。これによって、今、区内にあります学童保育室の約半数が特別延長を実施しているという状況になってございます。

私からは以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

続きまして、報告事項 15、足立児童相談所内へのこども家庭相談課の係新設についてを小森子ども家庭相談課長から説明をお願いします。

(小森子ども家庭相談課長)

資料 59 ページでございます。

令和 8 年 4 月 1 日より、足立児童相談所内に、私ども子ども家庭相談課の係を新設いたしまして、児童相談所とのさらなる連携強化を図ってまいりますという御報告でございます。

足立区では、令和 6 年 10 月より、児童相談所内に分室という形で職員 3 名を置きまして、児童虐待の初期調査対応を既に行ってまいりましたがけれども、令和 8 年度からは、その分室を拡大する形で、職員 6 名を置きまして、係を新設いたします。係の中では、従来の業務に加えまして、児童相談所に通告があったもののケースの一部をこちらの係のほうでケース化して対応していくということでやってまいります。これによりまして、足立区における児童虐待対応のさらなる支援体制を強化いたしまして、お子さんと家庭をより早く適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

報告、以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございました。

報告事項は以上となります。あらかじめ委員の方から提出された質問について、事務局から御案内いたします。その後、区担当者から質問に対する回答をお願いします。

(森田福祉管理課長)

お一方、事前に御質問頂いています。足立区手をつなぐ親の会の佐藤委員からの御質問です。資料7ページでございます。報告事項3について、認知症施策に関連した御質問です。

足立区には、2万人くらい認知症の方がいらっしゃるの、行方不明者も多いそうですが、年間何人くらいの方が探されているのでしょうか。また、徘徊高齢者捜索情報ネットワーク事業のおかげで、無事に見つかる人は何割くらいなのでしょうかと御質問です。

(半貫高齢者地域包括ケア推進課長)

では、高齢者地域包括ケア推進課長のほうから御回答させていただきます。

まず、一つ目の行方不明者の数ですけれども、足立区のほうでは把握はできておりません。今回、警察のほうにもお伺いしたのですけれども、お答えはいただけませんでした。申し訳ありません。

続いての徘徊高齢者捜索情報ネットワーク事業の実績ですけれども、令和5年度から7年度直近、令和8年の3月23日時点の3か年の実績になります。依頼総数は48件、このうち無事保護といいますか、いなくなったと思っていたのに、おうちの中にいたですとか、御近所にいたという方も含まれます。その方は45件。発見された方は1件で、いまだ不明の方が2件という実績になっております。

以上になります。

(菱沼会長)

ありがとうございます。佐藤委員、よろしいですか。何かコメントございましたらば。

(佐藤委員)

お答えありがとうございました。区議会の厚

生委員会さんのほうで、この「徘徊高齢者」を「ひとり歩き高齢者」と言い直すという話の中で、松戸市のほうでは、防災無線で放送がかかっていたりするのですけれども、足立区では、そういうことしないのですかという質問があったときに、足立区は認知症の方もいるから、行方不明者も多いから、防災無線だと、しょっちゅう無線が鳴ってしまうみたいなお話があったのですけれども。でも、実際に行方不明の方は、きっと警察のほうに届けられて探されたりしているのだと思うのですけれども。その中で、社協さんとかでやっている徘徊高齢者捜索情報ネットワーク事業のほうは、3年間で48件ぐらいということなので、1か月に1回あるかどうかぐらいなのですか。その中でも、まだ見つかっていられない方もいらっしゃるということで、つまり、「徘徊」という言葉を「ひとり歩き」という言葉にするというのは、御本人に配慮されてよいことだと思うのですけれども、1人で歩いている高齢者さんは、いくらでも見かけるし、その方が実際に道に迷っていらっしゃるのかどうかと、はたから見て、なかなか分からないので、徘徊しているだけならいいのでしょうかけれども、それが行方不明状態になられたら、事件とか事故に巻き込まれたりとか、それこそ、いまだに見つからないとか、そういう大変なことになってしまうという危機感が、この「ひとり歩き高齢者」と言われると、危機感がないなと思うのですけれども。そもそも徘徊という言葉と行方不明というのも、別な話だということだと思いますので、つまり行方不明になったときに、みんなですぐに見つけられる体制があるといいなと思います。

認知症の方もそうですけれども、知的障害の人も、行方不明になったときに、年に数回ぐらいSNSとかで、誰々さんが行方不明というのが回ってくるのですけれども、都内の各所の。そういったつながりのある一部の人だけで探

しても、なかなか見つからないので、町のみんなを探せるような状況があったらいいなと思ったりします。

(菱沼会長)

大事な御意見だと思います。ありがとうございます。今の御意見については、いかがですか。

(半貫高齢者地域包括ケア推進課長)

今、佐藤委員がおっしゃっていただいたように、今回「徘徊高齢者」を「ひとり歩き高齢者」と言い換えるのは、認知症の御本人の方を配慮してというところで、委員がおっしゃってくださったとおりの思いで、今回言い換えをいたします。

ただ、全て徘徊を言い換えるわけではなくて、やはり危機感がないというところでは、ほかの委員会ですとか、そういったところでも御意見を頂きました。ですので、行方不明という言葉を使ったほうがいい場合等もありますので、そこは、そういった形で言い換えはいたしていきます。

みんなで探せる体制がというのも、ごもっともな御意見だと思います。この検索の情報ネットワークも、社協さんを中心にやられているところですが、御依頼の件数も、直近では48件という御報告でしたけれども、御連絡があった場合には、そのネットワークを使って、すぐに探すような体制というのはできております。恐らく警察のほうには、搜索願という形で出された件数というのは、警察のほうでつかんでいらっしゃるかとは思いますが、電話で照会しましたので、その辺もお答えいただけなかったというところがございます。

この認知症の条例も4月から施行されますので、それに合わせて、認知症の方が安心して暮らせるようなチームづくりですとか体制については、今後もつくってまいりたいと考えております。

(菱沼会長)

ありがとうございます。この点に関連しているかがでしょうか。

はい、お願いします。

(佐々木委員)

足立区議会の佐々木でございます。

私もこういったことに関しては、随分といろいろな質問させていただきまして、例えば見守りキーホルダーとか、それから徘徊高齢者という言い方は、多分変わるのかもしれませんが、徘徊高齢者位置検索サービス、これに関しても、かなり金額をアップして、基本的には、大手の警備会社のサービスが使えるぐらいのところまで、今、充実はしてきています。

この間の予算特別委員会では、いわゆるスマートタグ、紛失防止タグといいますけれども、Bluetoothでその人の位置を検索するというサービスがございますけれども、これは比較的小型なものなので、そういったものを毎回ちょっと外出してしまうような方には、持っていたらどうだというような提案もさせていただきましたが、これはあまり区は乗り気ではなかったのですが、いずれにせよ、そういった様々なサービスが使えるということは、多分、介護の現場の方々には、よく御存じでいらっしゃると思うので、そういったことも使っていただければというふうに思っています。

(菱沼会長)

今、御意見をお伺いしたところでよろしいですか。いろいろな手だてがありますので。

じゃあ、山下先生。

(山下委員)

足立区医師会の山下です。

徘徊という言葉の言い換えですけれども、数年前からいろいろな自治体とか団体においては、徘徊という言葉が侮蔑的な意味合いがあるのではないかということで、言い換えられているというのが実情ですけれども。しかし、自治体によっては、先ほど佐藤委員がおっしゃった

ように、徘徊というのは、ひとり歩きというように穏やかなものではない、これは下手すると死につながるものであるから、もう少し緊迫感が伝わるように、そういう穏やかな言葉に言い換えるべきではないということで、言い換えをしないというふうに現時点では決めている自治体もございます。でも、現実としては、厚労省をはじめ、いろいろな自治体でこういう言い換えが起こっている。これ自体は、これから恐らく数年かけて、みんななじんでいくしかないのだろうと思いますけれども。

我々としては、一つは、介護とか医療の現場においては、徘徊という言葉は、全く侮蔑的な意味合いは込められていない、そういうふうを感じる現場の人たちはいないと思います。むしろ、徘徊という言葉聞いて思いつくのは、本人が安全にこれから暮らしていくにはどうしたらいいのかと、それを考えていかななくてはいけない。

あともう一つは、家族が恐らく介護負担がかなり大きくなっているだろうと、これをどうサポートしたらいいのか、現場で恐らくそういうふうを考えが向かっている。このひとり歩きという言葉に言い換えることによって、徘徊という言葉が差別用語ではないかというふうに捉えられるのは、現場においては、まだまだこれから使っていく人、あるいは使っていく文書、少なからず、しばらく残るでしょうし、そういった区民から、この徘徊という言葉を使っているのは、おかしいのではないかというような意見があったときに、行政としては、いや、そうではないということをちゃんと説明していただきたいというふうに我々は感じております。

以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございます。では、お願いします。

(半貫高齢者地域包括ケア推進課長)

高齢者地域包括ケア推進課長の半貫からお

答えいたします。

今、山下委員がおっしゃっていただいたように、医療現場とかでは、医学としての言葉として、徘徊というのは使われるかと思えます。区のほうでも、特別養護老人ホームの申請書の中に、その申し込まれる方の状態を必要なケアとか、そういったものを示す中に、やはり徘徊という欄がございます。これまでも、ひとり歩きというふうに修正するつもりはございません。ここは徘徊として残します。ですので、ふだん表現、使われる中、言葉として、「徘徊高齢者」というのではなくて、そこは「ひとり歩き高齢者」ということで、その場面、場面に応じた形で使い分けはしていくことを考えております。先ほど差別用語と取られないようにということで、行政として、しっかりこれからも説明はしてまいりたいと考えております。

(菱沼会長)

ありがとうございます。この件について、介護の事業所の方々もいらっしゃいますけれども。じゃあ、お願いします。

(鵜沢委員)

介護サービス事業者連絡協議会の鵜沢です。私も両委員の意見に賛成です。現場で徘徊というのを、何か侮蔑的に感じることは全くございません。じゃあ、ひとり歩きという言葉で、この知識があれば、ひとり歩きでも、変わったのだな、徘徊、もしかしたら危険な状態にあるのかもしれないと想像つきますけれども、受け手側の問題として、中には、もしかしたら徘徊という言葉に、認知症がその前は痴呆でした。あれは字面からして、ちょっと侮蔑的な意味合いが込められて、そう感じる方が多かったかもしれないかもしれませんけれども、今回は、そうでもないところだと思えば、なかなか定着はしづらいだろう、この言い換えはというふうに思いますけれども。

一方で、そういった御意見があるのであれば、

適宜必要なところにおいては、この「ひとり歩き高齢者」という字面があってもいいのかと思います。

ただ、現場では、なかなか浸透しづらいだろうというのが、正直なところとしてございます。

それから、今でも検索システムですか、社協さんから通じて、事業所にも必ず検索願というのが届きまして、特に訪問系のサービスをしている事業所にとっては、一応その情報は伝達したり、できている事業所とできていない事業所はあるかもしれませんが、あれは非常にいいシステムだというふうに思います。そのシステムを通じて発見という実績がどの程度か分かりませんが、これはぜひ続けていただければというふうに思います。

佐藤委員からございました放送で、防災無線でやるものに関しては、どうしても聞き取りが難しいという問題が同時にあるものですから、なかなか効果としては、どうなのかというふうに感じてしまうところは正直ございます。

以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございます。そのほか。

橋本さん。

(橋本委員)

特別養護老人ホーム、橋本です。

特別養護老人ホームは、施設として、事業所してなのですけれども、やはりまだまだ表現は使っているのかなというのが実情であります。

ただ、ほかの自治体でも、こういった取組をしているというのは言われていますので、使い分けというところ、課長のほうからお話ありましたので、そこをうまく使い分けて浸透していければ、配慮というところも含めて、この表現見直しというのは、推奨できるのかなと私は思っております。

以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございます。そのほかいかがですか。

西方さん。

(西方委員)

西方と申します。

私、6,000歩以上は毎日歩いているのですけれども、それこそ、ひとり歩きなのか徘徊歩きなのかって自分でも感じます。私、もう10年以上、こうやって歩いているのですけれども、やはり徘徊しているようなというか、ひとり歩き、うちに帰れないという人は、2回ばかり遭遇したことがあります。1回は、たまたま消防車が通ったので、その消防車を止めて、消防車に送ってもらったということがあります。あと、せっかく私、ここまで来たのに、どうしてうちに帰らなきゃならないのという人もいました。そういうふうなことのために、声をかけながら歩くというのが一番いいのではないかと思います。

(菱沼会長)

御意見ありがとうございます。御本人さんからすると、目的を持って歩いているから、徘徊というわけではないだろうと。

ただ、周りから見たらば、非常に命の危険性にもつながるところがある、心配だということですね。そこをどう場面に応じて使い分けるかというところが、これから検討するところになるかと思います。この件については、ほかよろしいですか。

先ほど佐藤委員さんからあったところなのですけれども、私としては、この問題については、例えば防災訓練、各地域の防災訓練に、どれくらい要介護の高齢者の方々とか障害者の方々が参加することができているかどうかというところが大事かと思うのです。要は、その方が住んでいる身近な圏域で、その方を見かけたときに、声をかけられる関係性ができているかどうか。先ほど西方さんは、声をかけてくだ

さっているというところですけども。その方が暮らしている地域で、まずは声をかけられるかどうかというところが大事かと思うので、防災訓練の中で参加することができているか、もちろん参加することが難しい方もいらっしゃるのですが、そういったときには、声をかけに行くとか、個別の避難計画を作っていきますというところが、自治体の努力義務にもなっているところでもありますので、その個別の避難計画を作るときに、地域の方々と一緒に作ることができるかなど、そういったところと結びつけながら検討していただければいいと思っております。

(西方委員)

今の話の続きなのですが、結局、自助、公助とあります。自分で自分を助ける、公助で助けられる、公助が助ける。けれども、その間に近所というものを入れて、近所の人を近所の人を、なかなか出てこない、いつも買い物行っているのにという人が来なくなった場合には、孤独死のあれにも見つかるし、そういうことも大事だと思うのです。近所も入れたらいいと思います。

(菱沼会長)

近所は、所じゃなくて助けるのほう。

(西方委員)

所でも近助でも、どちらでも構わないです。

(菱沼会長)

互助とか言いますけれども、そこを隣近所の中での助け合いも大事だということですね。ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

では、ほかにも御意見伺いたいと思います。そのほか、どういったところでも構いませんので、御意見、御質問ございましたらお願いします。

先に岡田さんからよろしいですか。

(岡田委員)

足立区議会の岡田でございます。

先ほど菱沼議長からもお話ありました避難所運営訓練というか、防災訓練の件です。私も今住んでいる東綾瀬というところで、地域の皆さんと一緒に避難所運営訓練を行わせていただいております。そのときに感じることは、地域の介護事業所さんなどは、あまり連携して避難所運営訓練できていないというふうに感じて聞いておりました。例えば消防団ですとか、近くの中学校の消火隊などとの連携はあるのですけれども、先ほど介護を受けている方々が果たしていらしているかと、先日の避難所運営訓練を振り返ったときに、もしかしたら、要支援ですとか軽い形の介護を受けていらっしゃる方は来ているかもしれませんが、重たい介護の支援サービスを受けている方は、お見受けしていなかったのです。

今、足立区内、避難所、小学校、中学校合わせると100校近くありますので、避難所運営訓練が全ての小中学校でできてはいないのですけれども、ぜひ、お近くの避難所運営訓練ですとか、大体近くの町会、自治会の会長が中心となって避難所運営訓練を行っておりますので、ぜひ連携してやっていただければよろしいのではないかと思いますので、その旨、伝えさせていただきます。

それと、先ほど佐藤委員からもお話ありました、ひとり歩きの件なのですが、先日私も厚生委員会に入らせていただいて、4月から始まる認知症とともにいつまでもこのまちで条例ができたということで、先日、ランセットという医学誌で、一番認知症につながる危険因子が難聴ということで、耳の聞こえ、そういった研究発表がなされて、先日、高齢施策推進担当室長からも、しっかりと耳の聞こえのリテラシーを全庁挙げて進めてほしいというお話もさせていただいておりますので、引き続き皆様とも一緒に、そういった認知症予防という観点において進めていければと思っておりますの

で、引き続きよろしくお願ひいたします。

(菱沼会長)

今、2点御意見頂きました。これについては、事務局の方いかがですか。

(半貫高齢者地域包括ケア推進課長)

高齢者地域包括ケア推進課長の半貫です。

難聴のこと、認知症予防ということで、厚生委員会ของときにも岡田委員のほうから御意見もいただいております。認知症、先ほども申し上げましたが、条例が4月1日施行されます。それに合わせまして、認知症施策、しっかりと推進してまいりたいと考えております。その中でも、この難聴の部分についても、しっかりと加えて、皆さんに周知していきたいと考えております。

(菱沼会長)

そうしましたら、もう一つの避難所運営訓練については、これは恐らく要介護の高齢者の方々は、福祉避難所というところで、施設のほうで対応されているところもあるのかと思うのです。私のほうでイメージしたのは、避難所運営訓練だけでなく、要はそれをきっかけにして、地域の方と認知症の方がどうつながれるかというところを考えてもらえたらということもあります。何か福祉避難所のこと御意見頂けるようでしたら、いかがですか。実際、橋本さんのところでは。

(橋本委員)

特別養護老人ホーム、橋本です。

福祉避難所訓練というところで、我々も2年、去年、昨年度と訓練のほう参加させていただきました。2次避難所という立場なのですけれども、高齢、要介護の方を受け入れるというところで、訓練を行っております。

実際訓練やっていて、やはり思ったのが、なかなか思ったようにうまくいかないというのが現実です。ベッド一つ取っても、段ボールベッドを作ったりとか、あとテントを作ったりと

か、プライバシーを配慮してとか、いろいろなことをやっていて、非常にやって難しいと思っております。

ただ一方で、やはり訓練を続けていると、こういった問題点が出てくる、行政の方と一緒に相談しながら、一つ一つクリアしていけば何とかなるかというところで、今、施設でもやっております。やはり一番は、災害が起きないのが一番いいのですけれども、起きてしまったときに、本当にそのとおりにできるかというのは、まだまだ訓練必要なかとは思っておりますので、もし可能であれば、行政の方も訓練を、年に1回がその日になっておりますので、年に2回とか、もし増えれば、そういったところの訓練も対応できるようになるのかとは思っております。

体験としては以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございます。全てが福祉避難所で対応できるということでもないところもあるので、1次避難所において福祉的な配慮ができるようにしていくという視点は、それはそれで正しいかと思ひます。

あともう一つ、家族と一緒に避難するとなったときに、福祉施設だと、家族も一緒に避難してくるというところが可能なところと、そうじゃないところもあつたりするので、いろいろなことも想定しながら検討していくことになるかと思ひます。

お願いします。

(伊東委員)

福祉部長でございます。

福祉避難所の件、実際に、水害時になるのですけれども、福祉避難所を開設する、福祉部が担当する部分もございまして、ちょっとお話しさせていただければと思ひます。

年に1回、福祉避難所の開設訓練というのはやらせていただひているのですけれども、今橋

本委員からもお話があったとおり、定期的にやるのですけれども、手順がなかなかうまくいかないという部分もあるのと、それは訓練重ねて、こなせていくしかないのですが、あと大事だと思っているのは、当事者の方の目線というか、私たちのほうで、こういう形がいいだろうと取りそろえてやったとしても、果たしてそれが当事者の方、特に障害をお持ちの方だったり、高齢者の方々にとって、その避難所の形がベターな形になっているのかということも、また別の問題になっています。

去年、柳川委員に、実は避難所に訓練に来ていただいて、そこでもいろいろなアドバイスを頂きました。実際に夜中1人で動くという場面もあるだろうけれども、そのときに実際その動線に何か障害物がないのかとか、もう少し長い時間、その訓練の場でやらないと、実際に避難しているところのイメージが湧かないというような貴重な御意見も頂いて、今年度以降は、その時間も延ばしたりして、ある程度避難所にいるということをイメージよりしやすいような形に訓練の内容も変えていきたいと思っていますので、より多くの方、より障害や高齢者の方、当事者の方々にお越しいたいて、いろいろな意見をまた頂きながら、改善を図っていきたいというふうに思っているところです。

(菱沼会長)

ありがとうございます。

私、先週、石巻、気仙沼に伺ってきたのですが、やはり災害時は支援者も被災することになるので、いろいろなことを想定しながら進めていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほかは、次よろしいですか、佐々木さん。

(佐々木委員)

足立区議会、佐々木です。

重層的支援体制の整備事業の推進の手引きですけれども、この手引き自体は、実施計画と

しての性質を有するものということで、事前に見ようと思ったのですけれども、ホームページにもなかったもので、先ほど、さっと見ただけなのですけれども。福祉まるごと相談課を中心として、非常に熱心に取り組んでいただいて、足立区としては、かなりこの重層的支援体制整備の事業が推進されているというふうに思っています。

そこからさらに、多分、課題というか、広げていくとすれば、例えば20ページのアウトリーチを通じた継続的な支援体制とか、あとは去年から始まったばかりの地域福祉コーディネーターによる地域人材づくりとか、あとは多機関協働というようなところで、何かこういうシステムなども構築してやっていくということを書かれていますけれども。そういったところが、また大きくこの足立区が計画を推進していく上では、非常に大きな鍵になってくるのかと思うのですが、そこあたりは、どのようにお考えになって、今後展開されていくおつもりなのかをお伺いしたいと思います。

(菱沼会長)

では、お願いします。

(大北福祉まるごと相談課長)

福祉まるごと相談課長の北と申します。

今回のこの手引きも、あくまでまるごとを知ってもらいきっかけと、さらに進めていくための実際の計画、例えば向こう何年、こういうことをやっていくというものまで落とし込めてはいないので、これまで取り組んできた2年をまとめつつ、どういった気持ちを持ってやっていくかというところで少しまとめました。

委員がおっしゃったアウトリーチ一つ取ってみても、正直、行けばいいのでしょうかと思っている部分が正直、最初はあったのです。言われたら、そういう相談があれば、その御自宅に行って、お話を伺えばいいと思っておったので

すけれども。実はアウトリーチも一つ間違うと、来てほしくないタイミングで、こちらが行きたい、行きたいというところと、やはり向こうは、本当は来てほしくなかったですとかということもあったりするので、なかなかタイミングは難しいというところが、思ったところがあります。親子の関係で、親が来てほしいと言ったから行ったけれども、子は来てほしくなかったというパターンが実はまるごとにもありまして、親御さんからもかなり厳しいお言葉を、子供のほうからそうやって言われたので、次から訪問は控えてほしいということもありましたので、その辺りも含めて、やはり気をつけてやっていけないといけないと、アウトリーチについては思っています。

さらに、地域福祉コーディネーターについては、社会福祉協議会のほうに今年度2名置かせていただいて、詳細な報告がこの場でできていなくて恐縮なのですが、コーディネーター2名いるのですけれども、2名がかなり社協のこれまで培ってきた地縁ですとか社縁ですとか、そういったところを生かしながら、困りごとを拾いつつ、こんなことができたらいいいところですか、あの施設使えるかもしれないから、私たち話しかけてみようかとか、そんなところで少しずつつながりが生まれてきています。まさに重層の理念で、既存のものをしっかり生かす。何でも新しいものを作るものではなくて、既存の施設があって、そこに対するニーズがあれば、それをコーディネーターがうまくつないでいくというところの事例も少しずつ出てきておりますので、その辺りも少し形にしながら、この協議会でも御報告をさせていただきたいと思えます。

最後、多機関協働の部分では、これまで多機関というと、他の機関というところの気持ちを多くの機関が関わるのが当たり前にしていくというところで、この手引きの一つ理念にも

しています。本当は、今、民間のほうでも、いろいろな重層の支援システムみたいなところが入ってきているので、今まるごとのほうでは、特設システム等は、重層システムと名乗るものに入れていないのですけれども、少し民間で使えるようなものも今、営業も来ておりますので、少しその辺りも研究しながら、ICTですとか、そちらの部分でできる部分はやっていって、人が関わる部分は、まずは対面、アウトリーチも含めて、しっかりやっていくというところを今後ぜひ考えていきたいと思っております。

以上です。

(佐々木委員)

ありがとうございます。福祉まるごと、年末も相談を受け付けるというような形で、一生懸命やっただけです。福祉まるごとだけで、そこまでやっていると、いつか燃え尽きるのではないかと思ったりもしますので、やはりいろいろな形で、いろいろな機関と協働しながら進めていくということが大事だというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

あともう1点だけ、全く別のお話でございすけれども。保健所の窓口運營業務委託、公募型プロポーザルでございすけれども、今までパソナがずっと運営をしていて、これ自体は、非常にこの地域保健推進協議会も、評価としては、非常に高い評価を受けた事業者でありましたけれども。今回ヒューマントラストという会社に変わります。この2月にこの事業者のメンバーによる着服事案、不祥事が発覚をいたしましたけれども、パソナもそういった事案というか不祥事というのは、いくつかあります。こういった業務委託する場合には、そういった情報漏えいとか、お金の管理の問題とか、そういったところで、じゃあ、この足立区側でそういったことをきちっと防ぐ手だて、仕組みというのは整っているのかということをお伺い

させていただきたいというふうに思います。

(菱沼会長)

お願いします。

(網野衛生管理課長)

今、佐々木委員におっしゃっていただいた着服事件のところをちょっと御紹介させていただきますと、先日報道もされまして、このヒューマントラストという会社が、横須賀市、横須賀市の業務を受託している中で、それは従業員がやったことなのですけれども、郵送業務、すいません、今、正式な名前がちょっとあれですけれども、郵送センターを受託しております、その件数を過小に報告をして、その分のお金を恐らく着服していたと。今、警察が調べているというところの報道になっておりますので、詳細は分かりませんが、ヒューマントラストからも、ホームページのほうでお詫び文とともに発表がされているところでございます。その件が報道されたときには、既にこのプロポーザル、選定委員会も終了しております、契約も済んでいるというところではあったのですけれども、区としましても、そのままではいけないというところはございますので、現在このヒューマントラストに報告書、しっかり、その件をまた二度と、従業員がやったこととはいえ、起こさないようにというところで、今、報告書を求めているところでございます。その内容も確認させていただきながら、足立区の業務委託の中でどのような対策を取っていけるのかというところを、また事業者としっかり協議させていただきたい。区としても、しっかり防ぐ手だてをそこで考えさせていただきたいというところはございます。それは、株式会社パソナのときの受託、現在もそうなのですけれども、一緒にございまして、リスクとして、パソナのほうから、しっかりと分析して、検証等も行ってというところはやっただいていただいているところなのですけれども、区としても業務の中で、何か

見落としがちなどころはないかとか、そういうところはマニュアルも見ながら、一緒に確認をしていますので、しっかりと防いでいきたいと考えております。

以上になります。

(佐々木委員)

どうぞよろしく願いいたします。

(菱沼会長)

そのほか、じゃあ先に横田さん、その次にお願いします。

(横田委員)

前回、この推進協の中の介護障害部会の中で、地域包括支援センターのプロポーザルに関わって、意見がたくさん出されたのです。5ページの地域包括支援センター扇の法人の受託が変わったということで、それに関わって、私この間、東京23区の中のプロポーザルを導入している区を調べました。このプロポーザルを利用している、導入しているところは5か所しかありませんでした。そして、地域包括支援センターの数が同等のところを練馬区と大田区を調べましたけれども、練馬区の場合は、プロポーザルを令和3年から始めていましたけれども、全部で27か所。区有施設の中にある包括は16か所で、ここではプロポーザルを行っていますけれども、特養に委託している包括のプロポーザルはしていないということでした。足立区の場合、ほとんど、区有施設にあるのは2か所だけで、あと特養とか民間が23か所やっているということでは、この間も心配の声がたくさん上がっていたことなども、場所が変わってしまうとか、職員が変わってしまうとか、いろいろな意見が出ておりましたけれども、なかなか難しいのかなということもあります。

そして、大田区のほうも調べました。ここは随意契約をしている事業者が、閉鎖になったり撤退した場合のみ、プロポーザルをしているということなのです。あまりにも問題が起これば、

そこはプロポーザルをするということでした。ですけれども、どこの包括も評判が良く、プロポーザルをしているところはないということと聞き取りをしました。

心配の声が上がるというのは、当然のことなのだと思います。ですから、今始まったばかりなので、急にどうのこうのというふうにはならないと思いますけれども、やはりいろいろな包括を受けている方の意見を聞きながら、今後検討して行っていただきたいということが一つあります。

そしてもう一つは、今度新しく4月から導入されることも誰でも通園制度の実施についてなのですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、4月から始まるこの現在の子供の登録者数をお聞きしたいのと、それから、事故なく子供たちが過ごすためには、場所の問題、独立した場所、お部屋がちゃんとあるのかという問題、それから担当する方は、日々変わる子供たちが、毎日通ってくるのではなくて、時々通ってくるということでは、やはり熟練した保育士の方の力が必要なのだと思うのですけれども、その辺については、しっかりしていただきたいという意見です。

それからもう一つは、この情報連絡のところの一つ。情報連絡は、今日はやっていいのですか。

(菱沼会長)

それは、また次に行いますので、まずは、今の2点ですね。まず地域包括のところについては、いかがでしょうか。

(半貫高齢者地域包括ケア推進課長)

高齢者地域包括ケア推進課長の半貫からお答えさせていただきます。

プロポーザルにつきましては、今この包括が始まった平成18年当初は、まだ受託できる包括、業務をできるところが少ないということで、区のほうからお願いしますということの契約、

随意契約で結んできたところでした。

ただ、昨今、様々な法人等事業者のほうで包括が受けられる状態になってきているというところで、平等性というところから、プロポーザルの方式を導入しております。

ただ、今回やりまして、プロポーザルをやるに当たっては、様々な資料を出していただくのですけれども、その負担というのがあるという御意見は頂きました。この負担の部分につきましては、検討して、御負担が少しでも軽くなるような形を取っていきたいというふうに考えております。

ただ、プロポーザル対象になった法人からは、これまで漫然と包括業務をやってきたけれども、今回のプロポーザルの件で、自分たちの包括業務を見直すことができ、非常にいい機会だったというような御意見も頂いたところです。今後もプロポーザルに関しましては、実施していく予定でおります。

ただ、地域の方々、場所が変わってしまうですとか、人が変わるというような御心配があるというのは、包括が変わるということで、地域にお邪魔して御説明したときには、そういったお話を私も直接伺いました。そこは丁寧に御説明させていただきました。包括の引き継ぎでも、今の事業所と、これから新しく請け負う事業所の担当者が、それぞれ御自宅を回ったりということで、顔つなぎ等もやっていただいておりますので、そういったところも含め、しっかりと引き継ぎをやっていただくということで進めてまいりたいというふうに考えております。

(菱沼会長)

ありがとうございます。こども誰でも通園制度について、お願いします。

(齋藤保育・入園課長)

こども誰でも通園制度の御質問について、保育・入園課長、齋藤からお答えさせていただきます。

まず、この制度なのですが、実際に申請していただいて、その認定という作業を挟みます。3月22日現在で認定させていただいている0歳児につきましては118名、1歳児につきましては137名、2歳児については119名、合計3月22日現在374名の方の誰でも通園制度の認定をさせていただいております。

そして、委員から御質問がありました事故なくやること、独立したお部屋があるのかという御質問ですが、この誰でも通園制度の仕組みといたしまして、余裕活用型というものと一般型、要は専用室を独立でやるやり方、二つございます。

余裕活用型につきましては、実際の保育定員に余裕がある保育施設については、その在園児と一緒にやっていくやり方、そして、一般型の専用室を設けるのは言葉どおりです。誰でも通園制度の専用のお部屋を設けて実施する。あとは、在園児混合とあって、在園児と一緒に過ごす、そういったやり方もございます。事故なくもちろんやっていくことが重要になりますので、しっかりと専用の職員も採用させていただきますので、園の中でフォローしながらもちろんやっていくように、私どももサポートをしていきますし、また、指導検査の部門と一緒に定期的な検査も行ってまいりますので、大切なお子さんの命をお預かりするというもとの、しっかりと対応しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

(菱沼会長)

よろしいですか。

では、次お願いします。

(細井委員)

高齢者在宅サービスセンターの細井です。私のほうからも、今、横田委員からお話あった足立区におけるこども誰でも通園制度について、二つ御質問させていただきたいと思います。

こちらの制度については、全ての子育て家庭に対する支援として、子ども子育て支援法に基づいて新たにできたこども誰でも通園制度ですが、足立区のこのこども誰でも通園制度の内容を見ますと、国基準の月に10時間というふうに内容になっています。実は私の周りにも、就労していない子育ての方が結構いらっしやいまして、この制度をぜひ使ってみたいという方がやはり結構いるのです。

ただ、その中で、月に10時間、1日最高8時間預けていたら、あと2時間しか利用できない、1日5時間利用したら2日しかできない、その辺のところ、この時間というものが短いのではないかというふうに思っております。都内のほかの区においては、例えば渋谷区は独自の取組の中で、利用枠の上で最大で64時間月に使えるのです。また、江戸川区では40時間、練馬区では38時間、品川区でも30時間最大使えるというふうになっておりますので、そこで今後、足立区におきまして、この利用ニーズが高ければ、また、受入れ体制の整備が整う条件の下、利用枠を拡大していく予定があるのかどうかというのが一つ。

それからもう一つ、この誰でもという中からいくと、医療的ケアが必要な子供さんを受け入れられるのかどうか、この辺のところ、二つお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(菱沼会長)

では、説明をお願いします。

(齋藤保育・入園課長)

保育・入園課長、齋藤からお答えさせていただきます。

まず10時間につきましては、私どものほうも議論をずっとしてまいりました。より長くお子さんを同じ施設でお預かりすることが子供のためにはいいだろうということで、私たちも他自治体、先行してやっている自治体を参考としながら、10時間以上お預かりできるかというこ

とも検討したのですけれども、より多くの方に使っていただくということを、まずは来年度につきましては重視いたしまして。というのも、事前のニーズ調査におきまして、令和6年度のときの調査なのですけれども、この制度を1,800の方が利用してみたいというような結果も出ております。私どもは、そのニーズ結果に基づいて、ひとまず来年度につきましては、確かに短いという印象を与えてしまうかもしれないのですが、10時間というところでスタートをさせていただきまして、実施施設も拡大をしながら、利用状況を見ながら、制度の拡大に努めていきたいというふうに考えているところです。

2点目の医療的ケアのお子さんの受入れにつきましては、誰でも通園制度の一つの特徴として、そういったお子さんをお預かりする内容になってございます。来年度から、すぐ医療的ケアのお子さんをお預かりできる体制は整っていないのが実情なのですけれども、これについても、極力早めに体制の構築をしていきたいと考えているところです。

以上です。

(菱沼会長)

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

さのさん。

(さの委員)

区議会議員のさのでございます。よろしくお願いたします。

私からも、誰でも通園制度について、質問をさせていただきたいと思っております。

確かに今年の3月の初めでは、1,800名程度のニーズがあるということでしたし、あと実施園も63園というお話もございまして、本日の報告で62から、さらに61に減ったのですが、この1園が減ったその状況について、チェリー幼稚園が減ったことについて、まず理由

について、お聞かせいただきたいと思いますが。

(小田川幼稚園・地域保育課長)

幼稚園・地域保育課長から回答させていただきます。

チェリー幼稚園につきましては、誰でも通園制度専用の職員が確保できなかったということで、今回、取下げの申請がございました。

(さの委員)

ありがとうございます。今、先ほどの質問で、3月22日現在で374名の方からのこの施設の利用希望があるということで、現実には61施設に今とどまっている状況でございます。今後の予定を見ますと、今日のこの地域福祉協議会が終わった明日から、区のホームページで公開というふうにございますが、こちらを受けて、今後のスケジュールについて、まず、お聞かせをいただけますでしょうか。また、希望者が多数の場合の対応についても、併せて教えてください。

(齋藤保育・入園課長)

齋藤からお答えさせていただきます。

本会議で承認を得ましたら、明日のホームページで実施施設のほうを公開させていただきます。実際に本日時点で374名の方に利用のアカウントが飛びますので、その方たちはホームページを御覧になっていただいて、御自身が利用になる施設に直接御連絡をしていただく、そういったスキームになってございます。

ただ一方で、区立園につきましては、抽選という形で、上半期、下半期に利用される方の抽選システムを考えてございますので、区立園につきましては、ホームページ上の専用のオンラインシステムのほうで申し込みをしていただいて、抽選を行わせていただきます。

もう一つの希望者が殺到した場合につきましては、やはりどうしても一つの園でお預かりできる枠が決まっておりますので、大変申し訳ございませんが、お待ちいただくような形に

なってしまうかと思っております。

(さの委員)

ありがとうございます。今後やはり 61 園ではなくて、本当に利用されたい方が、先ほど時間も少ないというお声もございましたが、まずは今年度 10 時間でということでございますので、希望者が利用できるように、この実施施設の拡充ということも大変重要かと思いますが、その拡充に向けて、今後何か検討されていることはございますでしょうか。

(齋藤保育・入園課長)

齋藤からお答えさせていただきます。

やはり希望の方が誰でもいつでも利用できる状態がベストですので、今年度、実際に手を挙げてくださらなかった園も、実態を見て手を挙げようかなというようなお声も頂いていますので、手を挙げていない事業者に対しては、情報提供を行いながら、より多く手を挙げていただけるような呼びかけは行ってまいりたいと思います。

(菱沼会長)

さっき御説明の中で、この協議会で承認をとというのがあったのですけれども、報告事項なので、意見聴取ということです。それで利用時間とか利用できる場所の拡充を求めたいという意見があったということでお願いいたします。

そうしましたら、お願いします。

(馬場委員)

民間保育園連合会の馬場でございます。私のほうからも、誰でも通園制度について 2 点質問させていただきたいのですけれども。

まず 20 ページの職員配置基準のところなのですが、満 1 歳以上 3 歳児未満で、おおむね子供 6 人につき保育士 1 名以上となっているのですけれども。認可保育所の 1 歳児は、足立区の場合 5 対 1 の配置が求められていると思うのですが、誰でも通園制度の場合は、異なる基準と考えてよいのでしょうかというのが 1 点。

もう 1 点ですけれども、先ほど利用施設の拡充という話もあったのですが、実施方法なのですが、令和 8 年度につきましては、一般型専用室独立だけの実施募集となっていたのですが、令和 9 年度以降、その他の余裕活用型であったり一般型在園児合同型であったりというところも含めて、令和 9 年度から、どのように考えていらっしゃるかというところをお聞かせいただけますか。

(菱沼会長)

では、お願いします。

(齋藤保育・入園課長)

保育・入園課長、齋藤でございます。

1 点目につきましては、おおむね 6 対 1、通常保育のものと違うのかということで、今この記載のとおりでやらせていただきたいと思っております。2 点目の拡大につきましては、私立保育園については、今年度、確かに一般型のこと募集をさせていただきましたが、8 年度以降は、その条件も緩和するということか、私立保育園がより手が挙がりやすいようなやり方で進めてまいりたいと考えております。

(馬場委員)

ありがとうございます。

(菱沼会長)

よろしいですか。そのほかはいかがでしょうか。

じゃあ、こちらでお願いします。

(片野委員)

足立区女性団体連合会の片野でございます。

私から質問させていただきたいのは、59 ページ、児童相談所内のこども家庭相談課の係新設についてです。こちらのほうの項番 1 の括弧 2 のところに、米印で「地域による身近な支援が適切と想定され」と書いてあるのですけれども。これ具体的に地域による身近な支援というのは、どのようなことを指すのか教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

す。

(菱沼会長)

では、お願いします。

(小森子ども家庭相談課長)

子ども家庭相談課、小森よりお答えさせていただきます。

逆送致ケースと申しまして、主にはお子さんの目の前で夫婦げんか、こちらは心理的虐待に当たりますので、こういったケースは、足立児童相談所が受理しても、区のほうで対応するというルールになってございます。

また、このほかといたしましては、近隣からの泣き声通告、こういったものも区のほうで対応するというケースになってございます。

(片野委員)

ありがとうございます。小学校に勤務しておりますと、かなり児相案件とかが支援会議の中で出てくるのですけれども。それと同じように、もう終結したのという言葉もよく聞かれるのです。ですので、これが係ができることによって、もっとより丁寧な解決に向けて時間をかけていくということにつながるのでしょうか。

(小森子ども家庭相談課)

ありがとうございます。足立区の区の役割といたしましては、地域における寄り添い支援ということですので、児童相談所が終結したケースにつきましても、区のほうで引き続き寄り添って、きめ細かな支援ということを行っていくということで、役割分担をさせていただいております。

(片野委員)

実際にきめ細かな支援というのは、最終的にどこに着地を持っていくのかということだと思います。それで、例えば泣き声通報があったときに、それは多分1回何かしたからといって、すぐ終わるとは限らなくて、それを誰が継続的に、そこを見ていくのかということこそを教えてくださいたいと思うのですが。

(小森子ども家庭相談課長)

泣き声通告に関しましては、私どもも直接近隣を回りまして、状況のほうを確認してまいります。お子様が特定された場合につきましては、御所属などを確認いたしまして、学校、保育施設、関係機関とも連携いたしまして、状況を確認して、そちらと大丈夫だと、この家庭でしたら大丈夫ですということで最終的に終結をさせていただくという流れになっております。

(片野委員)

最終的に大丈夫だというところが、どの時点で誰が判断するのかというところが、すごく曖昧なような気がするのです。例えば学校側では、まだ指導して見ていただいていると思っていたのに、学校とか保育施設とか、見られる時間は限りがあるわけです。いるときには、例えば虐待の跡がないとか、そういうことは見られていても、夜それがどう起こっているかは分からないわけで、その辺りのところの役割分担みたいなもの、最終的にどこをどうしめたら終結なのかということをお示しいただく、今日でなくても構わないのですが、多分、施設側でも学校側でも、すごく悩んでいる部分なのです。ですので、その辺りきちっとした指針のようなものを出していただけるとありがたいと思います。

(小森子ども家庭相談課長)

終結に関しましては、正直申し上げてケースバイケースというところ、正直でございます。

ただ、私ども、終結に至っては、子ども家庭相談課だけの判断ではなくて、先ほど御所属がある方につきましては、御所属の方もしっかり情報連携いたしまして、私たちは一回終結いたしますけれども、所属のほうで見守りお願いできますかと、また何かお子様の心配情報がありましたら、また御連絡頂けますかということで、私どものほうで一方的に終結という形は取っていないということで認識しております。

(片野委員)

ありがとうございました。

(菱沼会長)

ありがとうございます。緊急的な部分での関わりが終わった後に、孤立しないかどうかということになると、これは終結ではなくて、ずっと続くところになります。そうなってくると、例えば民生児童委員さん、主任児童委員さん、あとは社協の地域福祉コーディネーターさんによって、その親子が地域で孤立しないようにというところでは、次のところの支援者が受け止めていくということが大事ななと思います。ありがとうございます。よろしいですか。

そのほかはいかがでしょうか。はい。

(石渡委員)

報告事項の15について、意見とお願いです。私も他区の児童相談所に関わっていて、本当に被虐待児の置かれている厳しい状況ですとか、家族との複雑な関係性みたいなのが、本当に切迫した状況があったりするのを見ておりました、こういう係を設置するというのは素晴らしいことだというふうに思います。これを設置したことによって、どのような成果があったかみたいなことをまた御報告いただけたらというのがお願いします。

(菱沼会長)

お願いします。

(小森子ども家庭相談課長)

連携させていただいた成果につきましては、また皆様のほうに御報告できるように、準備をさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

(菱沼会長)

この59ページの下のところは、実績の効果としては、こういったこともありますというところでしょうか。59、あと60ページの効果として。

(小森子ども家庭相談課長)

そちらは、分室を設置したことによります効果ということですので、今回委員の方から御指摘いただきましたのが、係を設置したということになりますので、また一定の期間たちましたら、係を設置したことによる効果ということで、お示しをさせていただきたいと考えております。

(菱沼会長)

分かりました。ありがとうございます。よろしいですか。そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、報告事項は以上にいたします。

続きまして、情報連絡事項に入ります。冒頭で御説明しましたとおり、説明は省略いたします。あらかじめ委員の方から提出されている質問について、事務局から御案内をいたします。その後、区担当者から質問に対する回答をお願いいたします。

(森田福祉管理課長)

事前にお一方から御質問頂いています。中学校PTA連合会の笠井委員からの御質問です。資料の62ページを御覧ください。

情報連絡事項1の足立区子ども若者計画に関するパブリックコメントの部分の御質問でございます。この62ページの下に表がございまして、意見の概要とかの考え方ということで、表の2の若者支援の区の考え方のところでございます。ここに記載しています「若年者支援情報をまとめ、若者サポートポータルサイトとして区ホームページに掲載し、区のSNSでの発信を積極的に行う」とありますが、どういったものの発信をするのかを教えてくださいという御質問。

もう一つが、その下のほうに書いてありますあだち若者サポートテラスSODA、こちらの実績はどうなっているかという御質問です。

三つ目が、その下の表の3番の意識啓発の欄の区の考え方のところ記載されています子

ども真ん中応援サポーター制度のところ、
「子育て世代を支える意識をさらに醸成するためのより具体的な事業を展開する」とありますけれども、その具体的な事業というのはどういふものかということを知りたいという御質問でございます。

(菱沼会長)

では、お願いします。

(濱田子どもの貧困対策・若年者支援課長)

今の御質問に対して、子どもの貧困対策・若年者支援課長の濱田から回答させていただきます。

まず一つ目です。若年者支援についての情報発信についての御質問かと思えます。区のSNSの発信というところですが、具体的にはFacebookですとかX、インスタ、LINE等、区で実施しているSNSについては、全て活用させていただいて、発信していくということを考えております。

そして、二つ目の御質問です。あだち若者サポートテラスSODAの実績でございますが、あだち若者サポートテラスSODAについては、令和4年の7月から開設させていただいて、事業のほうを実施させていただいております。今、令和6年の実績になりますけれども、相談者数については374人、相談件数については、延べですけれども4,172件ということで、実績のほうを挙げてございます。

最後に、三つ目の質問でございますけれども、こちら子供真ん中の考え方の意識醸成についての御質問かと思えます。こちら、現在も子供の貧困対策についての意識醸成ということで、様々な関係者の方に講演会ですとか研修を通じて、意識啓発というのは行っておりますけれども、引き続きこういった講演会とか研修を通じて意識、子供真ん中社会の実現についての意識啓発を図っていくといったことを前提に、そこに加えて、今、当課のほうで子供未来応援基

金という基金を活用して、様々な事業を行っております。例えば、そういった事業の活用事例を企業様とか個人の方に情報発信することによって、例えば新たな事業の主体ですとか寄附者といったところを増やしていくといったような形で、理解者を増やしていくといったような活動も考えてございます。そういった活動によって、子育て世帯や子供若者を支える意識の醸成を進めていって、より多くの支援者の方が参加するような社会を目指していくということで考えてございます。

(菱沼会長)

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、そのほかの方からもお受けしたいと思えます。先ほど横田さんからございましたでしょうか。

(横田委員)

区議会議員の横田です。

情報連絡の3の68ページのところなのですが、今回、後期高齢者医療保険料が1万6,044円上がったということで、非常にこれも物価高騰の中、高齢者の生活が非常に厳しくなっているということを考えて、本当に何とかしたいという思いがあるのですけれども、実際に国の通達で、高齢者の保険料率が上がることで、今回からは子ども子育て支援金が導入されたということもあって、大幅値上げとなったということなのですが、この保険料は広域連合で決まるということなので、ここでは審議をしても仕方がないことなのかもしれませんけれども、高齢者の生活が、この保険料がこんなに上がるということでは、非常に大変なことになってくるというふうに思っているのです。それで、広域連合では、連合のメンバーの中に、うちのただ議長も参加されて、メンバーになっておりますので、2年後になってしまいますけれども、何とか高い保険料を引き下げて、引き下げるとは言わないまでも、値上げを

しないように声を上げていただきたいというふうに思いまして、意見させていただきました。

(菱沼会長)

御意見ありがとうございます。今の点についてはいかがでしょうか。

お願いします。

(田ヶ谷委員)

区民部長の田ヶ谷でございます。

ただいまの高齢医療の保険料、確かに非常に毎回改定のたびに、金額が値上がりをしておりまして、高齢者の方々の負担が増えているということで、私どもも少しでも金額を、料金を減らしたい、下げたいということで、都広域連合とか担当部長会等で意見のほうを要望を上げさせていただいて、様々な保険料の抑制の要請を行ってまいりました。今回もかなりの基金の充当であるとか、行いましたが、残念ながら、これだけの保険料の値上げということになっております。今後とも、委員からの意見がありましたとおり、我々と、あと議会から選出された委員も含めまして、今後とも保険料の抑制については、要望を上げていきたいと考えています。

以上でございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほかはいかがですか。よろしいですか、どなたか。

お願いします。

(豊川委員)

学識、豊川です。報連絡事項のうち、死後3日以降、以内に発見された場合に関するいろいろ統計が出ていまして、非常に興味深く読ませていただきました。ページでいきますと65ページ、もしくは本日、もう一つは、添付資料の12ページ辺りになると思うのですが、男性と女性別に、死後3日以内に発見されたときの発見者の割合というような情報があって、

これも非常に貴重なデータだと思って見ているのですけれども。よりどういう人が早く見つかって。大丈夫ですか。65ページです。本日の資料の65ページのところなのですが、死後3日以内に見つかった人と見つからなかった人の比較をしたいと、調査分析的には思うところです。

ですので、例えば別添資料のほうの12ページですと、死後3日以内に発見されたときの発見者割合と死後7日以内に分かれています、そうではなくて、死後3日以内に発見されたときの発見者割合、左は残すものの、右のグラフをできれば3日以内に見つからなかったもののデータを出していただけると、もうちょっと際立った差が、いろいろ検討できる情報が出てくるのではないかとこのように思いましたので、御検討ください。

以上です。

(菱沼会長)

お願いします。

(橋本絆づくり担当課長)

絆づくり担当課長の橋本でございます。貴重な御意見ありがとうございました。

この12ページで御指摘のとおり、まずは死後3日以内の発見と7日以内の発見、この違いを出してみたいと思います。

ただ、なかなかめり張りがあるような形で、その違いがなかなか見て取れないようなところが。ただ、例えば3日のところを見ていただきますと、家族親族の発見割合、死亡発見割合というのが、いずれもトップなのですが、男性の場合ですと30パーセントを割っているのに、女性は50パーセント近いという違いが見えてきたりですとか、その辺が死後7日以内になってくると、もうちょっと非常に高い割合が低くなってきて、ほかの割合が高くなってきたりですとか、そういう違いがあえて確認すればできるというぐらいが、今回の集計と分析の

結果でございます。

今、委員からの発見できなかった人の割合というものが、これは東京都の監察医務院から毎年死亡者データを頂きまして、その結果ということでございますけれども、どこまで踏み込めるかということも含めて、今後の研究課題とさせていただきますしたいと思います。ありがとうございます。

(豊川委員)

ちょっと僕の言い方が悪かったです。死後3日以内に発見された人と、死後3日以降、例えば30日以内に見つかった人のグラフだったりすると、確かにこのグラフからでも、今おっしゃったように、いろいろな貴重な情報は読み取れるので、面白い結果だとは思っているのですが、もう一つ行くと、よかったかなと思っただけです。

(茂木委員)

地域のちから推進部長です。どうもアドバイスありがとうございます。こちら監察医のほうからの情報提供でやっているのですが、その辺工夫して、さらに見やすい資料を作れるのかというのは検討させていただきます。どうもアドバイスありがとうございます。

(菱沼会長)

ありがとうございます。これ毎年出していると思いますが、とても貴重なデータだと思います。ほかの自治体だとなかなか、自分の自治体だけでは出していないくて、東京都の監察医務院が出したデータで見ていることが多いので、足立区はそこから、足立区はどうかということ、毎年分析されて出されているのは大事ななと思っています。

そのほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

おおむね時間にもなりますので、では、ここまでさせていただきます。御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(森田福祉管理課長)

本日は、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございます。

お知らせがございます。委員の皆様の任期でございますが、令和8年7月23日までとなっております。今回が、今の委員の皆様では最後の協議会ということになります。2年間にわたり会議に御出席いただきまして、ありがとうございました。専門部会を含む次期の協議会の委員の選出につきましては、4月以降に事務局から関係者の皆様に連絡の上、調整をさせていただきますと思います。今後とも、よろしくお願いいたします。

なお、次回の協議会は、令和8年7月27日月曜日を予定しております。詳細は決まりましたらお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

また、本日お車でお越しの委員の方で、駐車場に駐車された方には、駐車券の用意がございます。お帰りの際に、会議室の外にありますすこやかプラザの受付にお申し出ください。

それでは、以上をもちまして令和7年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

午後3時55分閉会